

【妊娠・出産期～】

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

家庭での子育てを応援

< 5 年 後 の 目 標 >

安心して子育てができる環境の整備

- 1 子ども家庭支援センターに「すくすくアドバイザー」を配置
- 2 保護者のニーズに対応した妊娠期からの切れ目のない子育て支援サービスを充実

5 か 年 の 取 組

1 相談支援体制の整備

「育児に関してもっと情報がほしい」「子育てサービスの窓口や手続きがわからない」といったときに、何でも相談できる総合窓口を身近なところに設置するなど、妊娠期からの切れ目のない相談や情報提供を充実し、一人ひとりに合った子育てを応援します。

- (1) 子ども家庭支援センター（練馬駅北分室、光が丘、大泉、関）と区役所内に「すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて関係機関へ橋渡しを行います。（★）

平成 26 年 4 月時点の実績（実施か所数）	31 年度末の目標値
—	5 か所

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：利用者支援事業〕

- (2) 子育て情報をとりまとめた情報誌や子育て応援サイト（「ねりまエンゼルナビ」など）、子育てサポートメールなどを活用して、幅広く情報を提供します。
- (3) 保健相談所と連携して、働く母親・父親が利用しやすいよう土曜日や夜間の時間帯に、母子保健と子育てに関する講演・講座を子ども家庭支援センターで実施します。
- (4) 産後に家族等の支援がなく、体調や育児不安のある方が安心して育児ができるようにするために、助産師がいる施設で心身のケアや育児方法を学ぶ、産後ケア事業を開始します。
- (5) 父親の子育て支援団体と協働し、保健相談所での育児教室などで「父親が育児参加」することで母親の精神的負担が軽減されることや、子どもとの遊び方などを伝え、父親の育児参加を応援します。

2 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の多様なニーズに対応したサービスを提供するため、身近なところで、親子が気軽に交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスを拡充します。

(1) 親子で交流できる場の拡充

- ① 光が丘子ども家庭支援センターに分室を新たに開設し、0～3歳の乳幼児と保護者のための遊びと交流の場「子育てのひろば⁵」(★)を通年で実施します。
- ② 子ども家庭支援センターの「子育てのひろば」の開始時間を早め、午前9時(従前は10時)からとします。
- ③ 民設子育てのひろばなど、地域に根ざした子育て支援の充実を図ります。
- ④ 公園などで、0～3歳の子どもと親同士が楽しく過ごす外遊び事業「おひさまぴよぴよ」を区内4か所で開始します。

平成 26 年 4 月時点の実績 (実施か所数)	31 年度末の目標値
20 か所	27 か所

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば)〕

(2) 多様な一時預かりの充実(★)

- ① 子ども家庭支援センターでの「乳幼児一時預かり事業⁶」では、実施日の拡大や定員増を図ることにより、受入人数を年間延べ約2万5千人から3万5千人へと1万人増員します。
- ② 区民ボランティアである「援助会員」が子どもの一時預かりを行う「ファミリーサポート事業⁷」では、これまで預かる場所は援助会員、保護者どちらかの自宅でしたが、新たに、独立した預かり場所として「ファミサポホーム」を区内4か所に開設し、より利用しやすくします。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
79,875 人日	123,002 人日

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：一時預かり事業〕

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

就学前および学齢期の障害のある子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健等の関係機関が連携して支援に取り組みます。

⁵ 子育てのひろば…0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方を対象とした、親子で自由に来所できる施設で、親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放しています。

⁶ 乳幼児一時預かり事業…保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずお子さんをお預かりします。

⁷ ファミリーサポート事業…保護者が仕事や外出などでお子さんを預かってほしいときに、援助会員が有償でお預かりします。

その他の主な取組

①子ども家庭支援センターの機能強化

子どもと家庭の総合相談に応じ、子育てに関する情報提供や地域の子育て支援団体の育成、各種子育て支援事業を行う子ども家庭支援センターの機能強化を行います。

②育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方に、ホームヘルパーを派遣します。妊娠期から出産後6か月以内の方が利用できます。

③民間子育て支援団体の育成

子どもと家庭を地域で支える仕組みを作るため、子ども家庭支援センターを中心に、NPO等子育て支援団体の支援や提携強化等の取組を進め、地域の子育て支援団体を育成します。

④民間子育て支援団体のネットワークづくり

NPO等子育て支援団体の情報の集中拠点として、子ども家庭支援センターを位置づけ、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。

⑤児童館を核とするネットワークの構築

児童館において、地域懇談会の開催や地域の情報の掲示等を行い、子育て支援ネットワークの構築により、地域における子どもの健全育成に取り組みます。

⑥子育て学習講座

子育て、家庭教育および子どもの教育に関する学習活動の場と機会を広く区民に提供し、家庭および地域の教育力を高めるために、子育て学習講座を実施します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。講座内容を充実させ、講座数を増やします。

⑦父親の育児参加の推進（ねりまイクメン講座の拡充）

父親が育児や家事に積極的に関わることができるよう、父親自身が育児や家事について学ぶ機会を提供します。また、子どもとの交流や父親同士の交流の機会を提供します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。

⑧妊婦健康診査（★）

妊婦の健康診査費を一部公費負担し、経済的負担を軽減することで、妊婦健康診査を受けやすくし、安心して妊娠、出産ができる体制を整えます。

※30ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：妊婦健康診査〕

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（★）

子どもが産まれたすべての家庭を助産師、保健師が訪問します。育児や産後の心と体の悩みや不安などについて相談できます。また、子どもの健康状態の確認や子育て支援に関するサービスの紹介などを行います。

※29ページに年度別の計画を記載〔項目名：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）・養育支援訪問事業〕

⑩乳幼児健診

各年齢（4か月児、1歳6か月児、3歳児等）の発達段階における健康診査や歯科健康診査および保護者に対する適切な保健指導を行うことで、乳幼児の健全な育成を支援します。

⑪養育支援訪問事業（児童虐待防止対策事業）（★）

児童福祉法に基づく地域協議会（練馬区要保護児童対策地域協議会）において支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することにより養育状況の改善を図ります。

※養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問を経て、支援が必要な世帯に対しての訪問を実施するものであり、結果として対象人数についても乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに含まれることになることから、単独での年度別計画は設定しません。

⑫子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（★）

要保護児童等⁸への適切な保護および支援を行うため、練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。地域協議会の運営においては、子ども家庭支援センターが中核となり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関、区民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施します。

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、養育支援訪問を経て、支援について関係機関と協議するものであり、結果として対象人数についても乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みに含まれることになることから、単独での年度別計画は設定しません。

⑬ひとり親家庭の子育ての支援

ひとり親家庭等医療費の助成、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業等の実施により、ひとり親家庭の子育てを支援します。

⁸ 要保護児童等…保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童（要保護児童）と保護者に養育させることが適当ではないと認められる児童とその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を指します。

⑭子育て短期支援事業（ショートステイ）（★）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、0歳から18歳未満の子どもを施設で短期間一時保育します。

平成26年4月の定員	31年度末の目標値
3,120人日	3,120人日（現状維持）

※28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：子育て短期支援事業（ショートステイ）〕

⑮こども発達支援センター⁹

発達に心配のある18歳までの子どもを対象に医師、心理士などの専門の職員が発達相談や医療相談を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。

⑯経済的な支援

児童手当の支給、就学援助費の支給、子ども医療費の助成、第3子誕生祝金の支給などを行うことにより、経済的な支援を行います。

⑰ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進について、講座の実施や広報紙等で啓発、情報提供を行います。また、「練馬区男女共同参画計画」に基づいて施策を推進します。



⁹ こども発達支援センター…児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、発達に心配のある子どもの相談および通所訓練等を行う施設です。心身障害者福祉センターで実施していた子どもに関する事業を移管し、平成25年1月、光が丘に開設しました。

【乳児期～幼児期】

2 子どもの教育・保育の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

「練馬こども園」の創設

< 5年後の目標 >

「練馬こども園」の創設により、多様なニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる社会の実現

5か年の取組

1 「練馬こども園」の創設

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、新たな幼保一元化施設「練馬こども園」を創設します。

まず、3歳からは預かり保育¹⁰のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズが高いことから、私立幼稚園と協力しながら、この5か年で、つぎの3点の取組を行う幼稚園を「練馬こども園」として認定し、その数を増やすことで保護者の多様なニーズに応えていきます。

将来的には保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。保育所の「練馬こども園」の認定条件等については、保育所と協議を行います。

（1）私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大（★）

現在、長時間（11時間）の預かり保育を実施している私立幼稚園は、全40園のうち、認定こども園を含め9園にとどまっています。

そこで、預かり保育の仕組みを、通年で11時間保育を実施する「強化型」、利用者の実態に合わせて保育実施日を減らせる「標準型」の二種類設定し、幼稚園の負担を軽減することで、預かり保育に取り組む私立幼稚園を大きく増やします。

平成26年4月の定員	31年度末の目標値
182,560人日	302,560人日

※27ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：幼稚園預かり保育〕

¹⁰ 預かり保育…保護者が就労や病気などにより保育に欠ける在園児を、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどに同じ幼稚園の中で保育をします。

(2) 私立幼稚園と認証保育所等との提携

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などの利用者からは、3歳からの預け先確保が問題となる、いわゆる「3歳の壁」に対する不安の声があがっています。

そこで、認証保育所などと私立幼稚園の間で、卒園児受け入れに関する提携を行い、小学校入学まで切れ目なく教育・保育が受けられる仕組みを整備します。

(3) 幼稚園と保育所における教育・保育の質のさらなる向上

幼稚園と保育所の間で、職員交流や合同研修などを積極的に実施し、それぞれの施設が有する幼児教育や乳幼児保育・障害児保育などのノウハウを共有し、お互いが高め合うことで、教育と保育の一層の充実を図ります。

2 保育サービス等の拡充 (★)

待機児童の解消に向けて、認可保育所や地域型保育事業などの拡充に引き続き取り組みます。

(1) 保育所等の拡充

①教育・保育施設の定員拡大 (★)

私立認可保育所や地域型保育事業等の誘致を進め、保育施設の定員を拡大します。また、保護者が多様な選択肢の中から希望する教育・保育サービスを受けられるよう、既存の施設を最大限に活用するなど、必要な施設を整備します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
定期的な教育・保育施設等の定員 23,480 人	26,513 人

※27・28ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：1号認定（3～5歳）、2号認定（3～5歳）、3号認定（0歳）、3号認定（1・2歳）〕

(2) 多様な保育サービスの充実

①延長保育事業 (★)

多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、通常の保育時間外に子どもを保育する延長保育事業の実施園を増やし、定員を拡大します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
4,824 人	8,020 人

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：延長保育事業〕

②病児・病後児保育事業（★）

病気の回復期等で集団保育が困難な期間に、一時的に子どもを保育する病児・病後児保育事業について、新たな施設の開設や既存施設の定員の拡大を行います。

【病後児保育】

病後児保育は、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に、一時的に子どもを保育する事業です。

【病児保育】

病児保育では、上記に加えて、病気の回復期には至らないが、急変の恐れがない子どもについても一時的に保育します。

平成 26 年 4 月の定員	31 年度末の目標値
6,760 人日	14,300 人日

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：病児・病後児保育事業〕

子ども・子育て支援で大事な視点

～子ども・子育て会議公募委員のつばやき～

同じ1ドルでも、幼児期の教育や保育に投資した方が、大人への教育に対する投資よりもリターンが大きい。これは、ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・ヘックマン（※1）が、ペリー就学前教育（※2）の追跡調査の研究を通じて、就学前の子どもに対する教育や保育の費用対効果を定量的に算出して得た結果です。

就学前の子どもに対する教育や保育に高い投資収益率があるというこの研究成果を踏まえ、OECD（経済協力開発機構）は、平成22年6月に発表したレポートで、幼児期の子どもに対する支出は、「将来の社会への投資」と捉えることが重要、との問題提起をしました。

このように、子ども・子育て分野への投資は、子ども自身とその家庭だけではなく、社会全体に好循環をもたらすものと言えます。前述のOECDのレポートでも、そのことを踏まえて、「子どものニーズ・健全な成長」を政策目的の中心にした包括的な子ども政策の必要性が強調されています。一方、私たちの周辺では、子どもの声への苦情が訴訟問題になり、それに対して、子どもの声は騒音ではないとする条例改正を検討といった記事を目にするのが現状。

子どものために、子どもの視点に立って。

無限の可能性を秘めた子どもが、豊かな未来を拓く大人に育つことができるよう、社会全体で子どもを育てる。

そんな練馬区にとの思いを強くしている今日この頃です。

（※1）ジェームズ・ヘックマン

アメリカの経済学者。2000年ノーベル経済学賞を共同受賞。

（※2）ペリー就学前教育

経済的に恵まれない3歳から4歳の子どもを対象にして就学前教育を行うというアメリカで1960年代に開始された実験。実験後に、教育を受けた子どもたちと教育を受けていない子どもたちとの間で、その後の経済状況や生活の質等にどのような差が出るかの追跡調査が約40年間にわたって行われた。追跡調査の結果では、前者は後者に比べて社会人になってからの平均収入が高く、逮捕者の比率も低いことが明らかになっている。

その他の主な取組

①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（★）

保護者に選択できる多様な保育サービスを提供するため、多様な事業者の参入を促進します。このため、新規開設保育所や認可外保育施設を対象に、区立保育所園長経験者等による巡回支援を実施します。

また事業の開始前および開始後における相談、助言、連携先の紹介、連携施設に代わる巡回支援、保育士人材確保事業、研修等を行います。

平成 26 年 4 月時点の実績（巡回支援員人数）	31 年度末の目標値
6 人	6 人（現状維持）

※30ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業〕

②幼保小連携推進事業

幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、それぞれの機関における教育・保育の充実と、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行います。

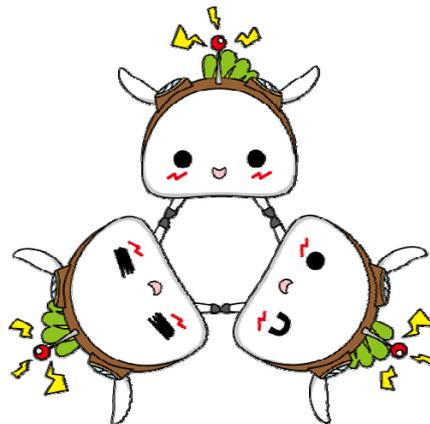
練馬区幼保小連携推進協議会の協議を踏まえて研修等を実施し、職員間の連携・交流を充実させるとともに、保護者向けリーフレットの作成・配布等の新たな取組を検討・実施します。

③幼稚園における障害児保育

特別支援教育を充実させるため、幼稚園や園児の保護者に適切な支援を行い、私立幼稚園における障害児の受入体制を整備します。

④保育園における障害児保育

障害の程度が中程度以下の集団保育が可能な児童を認可保育所において受け入れます。



【小学生～中高生】

3 子どもの成長環境の充実

重点取組（リーディングプロジェクト）

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

＜ 5 年 後 の 目 標 ＞

学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に運営し、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

5 か 年 の 取 組

1 練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の実施

「学童クラブ¹¹」と「学校応援団ひろば事業¹²」それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始します。すべての小学生に放課後や長期休業中の居場所を提供します。平成31年度までに20校で開設し、将来的には全小学校での実施を目指します。

また、本計画を国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組としても併せて位置づけ、事業を推進します。なお、「放課後子ども総合プラン」の推進に際しては、学校関係者、ねりっこクラブ保護者、学校応援団関係者、PTA代表、青少年育成地区委員会代表者、行政関係者等で構成する運営委員会を設置し、効果的な事業運営と計画の円滑な推進を図ります。

(1) 学童クラブの待機児童を解消し、より安全で安心な居場所を確保します。

- ① 希望する児童をすべて受け入れられるようにするため、学校施設を弾力的に活用し、活動スペースを確保します。
- ② 学童クラブの児童とひろば事業の児童がともに過ごせる時間を作ります。

(2) ひろば事業のサービスを充実し、年間を通じた居場所を確保します。

- ① 平日は5日間、長期休業（夏・冬・春休み）中も実施します。
- ② 子どもたちが多様な体験・活動ができるよう、学校応援団による地域住民の見守りに、民間の持つ企画力を組み合わせ、より充実したプログラムを提供します。

¹¹ 学童クラブ…保護者が共働きなどのために放課後保育に欠けるお子さんをお預かりする施設で、指導員の指導のもとに遊びや生活を通じて協力し合い、楽しく生き生きと放課後を過ごします。

¹² 学校応援団ひろば事業…児童の遊び場の確保や異年齢児の交流、読書の推進を目的として、放課後帰宅せずに参加できる「安全・安心な居場所」を学校施設内に確保する事業です。

- (3) 区職員のコーディネーターを配置し、学校や地域住民、事業者との調整を行い、事業全体の管理や運営の支援を行います。

2 学童クラブの充実（★）

「ねりっこクラブ」事業の実施を進めるとともに、学童クラブの待機児童解消に向けた取組を行います。

平成 26 年 4 月の受入上限等	31 年度末の目標値
4,639 人	6,506 人

※29ページに年度別の需給計画を記載〔項目名：放課後児童健全育成事業（学童クラブ）〕

(1) 児童館内学童クラブでの高学年対応

児童館¹³等の中にある学童クラブにおいて高学年の受入を実施し、併せて、児童館の魅力伝えていきます。

(2) 夏休み居場所づくり事業の拡充

「ねりっこクラブ」実施の進捗や待機児童の状況に応じて、夏休み居場所づくり事業¹⁴を引き続き実施します。実施に当たっては、実施校の拡大も視野に入れて進めます。

(3) 学校外学童クラブへの移動の安全強化

低学年児童について、学校外学童クラブへ安心して通所できるよう、移動する間の安全強化に取り組みます。

3 民間学童保育の支援と育成

現在区内に5施設ある民間学童保育への支援に加え、駅前開設や長時間預かりなど多様な区民ニーズに応えるとともに、「ねりっこクラブ」の担い手を育成するため、新たに参入する民間事業者を支援します。

¹³ 児童館…地域の子どものための遊びや活動の場です。また、様々な活動を通じて地域の子育てを応援しています。

¹⁴ 夏休み居場所づくり事業…夏休みにおける子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、学校応援団ひろば室を活用した事業です。

その他の主な取組

①中高生の居場所づくり事業

中学生・高校生の居場所を確保するため、児童館に中高生専用の時間帯を設けます。

また、多様な発表・自己表現の機会を設け、それらを通じて、中高生の社会性を育み、自立を促します。

②児童館事業

乳幼児、小学生から中高生までの利用者層に対応して、幅広く特色ある事業を提供することで魅力的な児童館活動を展開します。

また、開館日、開館時間の拡大に引き続き取り組みます。

③ねりま遊遊スクール事業

平日の放課後や土曜・休日の余暇時間を活用して、乳幼児から中学生までを対象とした講座を実施します。また、主に知的障害のある小中学生と保護者を対象として、成長・発達をテーマにした講座も実施します。講座は、企画・運営する団体を公募し、委託により実施します。地域団体と協力しながら、子どもたちが身近な地域で様々な体験ができるように、多くの学習機会を提供します。

④青少年館各種講座事業

青少年団体等への支援を行うとともに、活動の成果を発表する場を提供します（青少年館まつり、サークル合同発表会、練馬児童劇団発表会、ウインドアンサンブルライブ等）。

青少年の興味を高め、苦手な分野の克服や新たな分野への関心を広げることで、次代を担う青少年の余暇の充実と、実生活に役立つ知識や技術の習得を図ります（文化教養講座、練馬児童劇団、児童劇教室、自然観察会、スポーツ講座等）。

⑤青少年リーダー養成事業

地域活動において中心的役割を担えるよう、小学5年生から中学生を対象にジュニアリーダー養成講習会を実施します。養成講習会を修了した高校生、大学生については、引き続き青年リーダーとして養成します。また、地域活動スタッフ登録制度により、地域活動の実践の場を提供します。

⑥青少年育成地区委員会事業

区内 17 か所の青少年育成地区委員会に委託して、文化行事・スポーツ大会等の開催により、青少年の社会参加の機会を増やします。また、「子どもたちを健やかに育てる運動」、地域パトロールや地域清掃等の活動を通じて、健全で安全な社会環境を作ります。

⑦学校の安全・安心対策の充実

区立小学校における児童切り付け事件などを契機に、学校内だけでなく通学路など学校外の安全・安心対策の充実が求められています。PTAや地域の方々を対象としたスクールガード養成講習会などのソフト面と、民間警備員の配置や通学路の防犯カメラの設置などハード面による対策を進めます。

⑧情報教育推進事業

有害情報を含めて様々な情報を正しく読み解き判断する能力「情報リテラシー（メディア・リテラシー）」を身につけることを目的とした事業を推進します。中学生のための情報番組制作ワークショップでは、日本大学芸術学部の施設・設備を使用し、専門の講師陣の指導により地域の情報番組を実際に制作することで、情報リテラシーの習得を目指します。また、親子NIE（Newspaper in education）講座では、小学生と保護者を対象に、新聞スクラップなどを通して情報の整理、発信・制作を行い、小学生が新聞に親しみ、新聞を読む習慣を身につけることを目指します。

⑨教育相談の充実

学校生活に関する課題について、スクールソーシャルワーク事業により支援を行っています。教育相談事業（区内3か所）、不登校の子どもたちが学校への復帰を目指す適応指導教室事業に加え、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員による学校内での教育相談体制の充実により、子どもや保護者がより身近なところで教育相談を受けられるように体制を整備します。

⑩特別支援学級の設置

一人ひとりの児童・生徒の障害の状況や特性などに応じた教育を行うため、特別支援学級の設置を進めます。

⑪放課後等デイサービス事業

放課後等デイサービス事業所が個々の児童の障害特性に応じた支援ができるよう、こども発達支援センターが中心となって、研修や事例検討等を行います。

⑫学童クラブにおける障害児保育

障害の程度が中程度までで、適切な保育および指導が実施できる児童を、区直営の学童クラブは2名まで、委託をしている学童クラブは3名まで受け入れます。

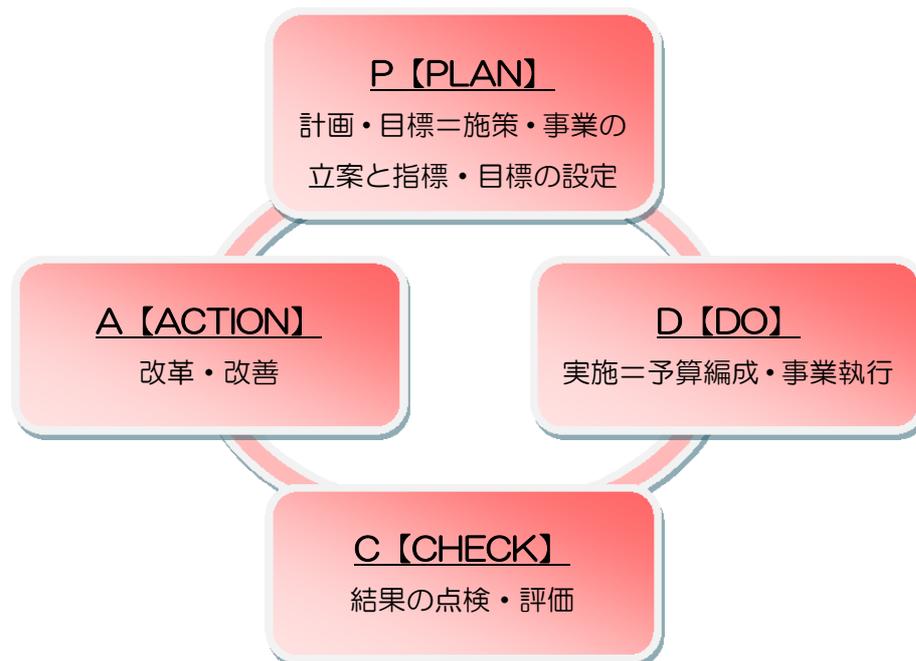
3 推進体制

練馬区子ども・子育て支援事業計画においては、各施策の推進、事業の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果をその後の事業や計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくために、PDCA サイクル（※）により、目標の実現に向けた取組を行います。サイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」については、子どもの保護者（公募区民）や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「練馬区子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果については、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。

ご意見を踏まえて、事業の見直しを行うとともに、計画が実態を大きく乖離した場合は、中間年で計画を見直します。

※PDCA サイクル



4 成果指標

練馬区子ども・子育て支援事業計画においては、計画全体で目指すものとして、以下のとおり、計画期間終了時の5年後の成果指標を設定します。この成果指標については、次回のニーズ調査において調査し、計画全体の効果を測ります。

なお、法定の計画事業については、第4章にあるとおり、これとは別に毎年度事業量の目標を設定し、進捗管理を行います。

成果指標	現状	目標
子育てを楽しんでいると感じることが多い人の割合（就学前児童の保護者）	67.8%	75%
子育てを楽しんでいると感じることが多い人の割合（小学生の保護者）	60.4%	75%
練馬区における子育て環境や支援への満足度 平均（就学前児童の保護者）	3.18 （5点満点中）	3.75 （5点満点中）
練馬区における子育て環境や支援への満足度 平均（小学生の保護者）	3.33 （5点満点中）	3.75 （5点満点中）

